

離床アドバイザー1 年取得ゼミナール 規約

1. ゼミナール概要

短期間で集中して離床を進めるリーダーとなるスタッフ「離床アドバイザー」の資格を1年で習得するゼミナールです。修了すると、離床に関する知識・技術を習得され積極的に離床を図れるレベルと評価される離床アドバイザーを名乗ることができます。

2. ゼミナール申込の手続き

- A) ゼミナールの募集期限は毎年 12 月末とします。
- B) 申込書類提出後、年払いの方には銀行振込案内を送付します。
速やかにお振込みください。月払いの方には、口座振替依頼書を送付します。書類に捺印し、速やかにご返送ください。
- C) B) の手続き完了後、各講座への履修登録が可能となります。
- D) 学費は申込時より納める必要があります。
- E) 納入方法について、年払い(96,000 円税込)は銀行振込、月払い(8,000 円+税 800 円=8,800 円)は毎月 27 日頃:12 回銀行引き落としとします。
口座振替が不可の場合は、一括銀行振込となります。銀行振込の場合、振込手数料はご負担ください。

※学費納入の遅延等があった場合、ゼミナール参加をお断りすることがあります。

- F) 一度納入された学費はいかなる理由があっても返還いたしません。
- G) 途中解約する場合、月払いの方は申請の翌月から 1 万円の解約金を支払うことにより解約可とします。年払いの方は、申請があった時点で解約可とします。

※ 月払いでの途中退学の場合、受講した講座の正規受講料の差額を支払うことで認定単位が認められます。

3. 申込み後のクーリングオフ期間

申込者は、申込み手続き完了、もしくは申込み書類の事務局到着日から 8 日以内は申し込みを撤回し契約を解除できるものとします。

4. ゼミナール学生の資格

- A) ゼミナール学生は、自身の研鑽を深める目的で参加するもので研究会会員の特典を受けられるものではありません。会員未入会の方は、極力入会しての受講をお勧めします。
- B) ゼミナール学生の有効期限は、1 月講座から同年 12 月講座まで 12 ヶ月間となります。
- C) 本人以外の受講は認められません。

5. ゼミナール学生の受講方法

- A) 講座を受講する際には、日本離床学会ホームページのアカウント登録後、インターネット申込フォーム・郵送もしくは FAX・E-mailにて事前に申し込みが必要です。
(SNS 等からは不可)
- B) 申込完了後、インターネット講座参加に関する案内をE-mailにて送付します。
- C) 希望講座が定員に達してしまった場合には、お申し込みを受付できませんので、早めに申込みください。
- D) 参加講座以外の資料を配布することはできません。

6. ゼミナール学生の資格喪失

当会はゼミナール学生に以下の行為があった場合、学生の資格を喪失したものとし、直ちに当会と学生との一切の契約を解除することができます。

- A) 学会の名誉を傷つけるような行為や背反行為があったと判断されたとき
- B) 申込書の記載内容に虚偽があった場合
- C) 学費の支払が遅延した場合

7. ゼミナール修了後アドバイザー認定資格登録の手続き

- A) アドバイザー認定資格申請には、所定の単位を取得する必要があります。
- B) ゼミナール修了後のアドバイザー認定資格申請には、所定のコース修了申請書の提出が必要となります。
- C) アドバイザー認定資格を取得するには、会員登録(年会費 4,800 円)が必要です。